

# 第 1 回有識者会議において ご議論いただいた内容等について

内閣官房

人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

## <検討の基本的視座>

- 税と社会保険料、給付を総合的に捉えた包括的な分析や、経済財政・社会保障を俯瞰した議論の下、制度設計が検討されることを期待。
- 給付付き税額控除の必要性の背景には、現行の税・社会保障制度が抱える様々な課題がある。給付付き税額控除の制度設計に加えて、社会保障制度や税制の見直しについても同時並行で行うことを期待。

## <受益と負担の全体像の分析>

- 税と例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、給付も併せて見ていくことは重要。
- 税（所得税+住民税）と社会保険料の合計額から児童手当等の現金給付の額を控除した額を年収で除した「純負担率」を「共働き子育て世帯」で国際比較すると、日本の負担率構造の特徴は、低所得層の社会保険料負担が重く、家族手当などの現金給付が十分でないこと、その他低所得層における税制上の課題があること。生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高くなっており、その後のカーブがフラットとなっている。なお、平均的な所得の世帯の純負担率は、OECD諸国と比較して高いとは言えず、高所得層では低くなっており、負担率の累進度が低い。平成以降は社会保険料の上昇により純負担率が上昇するとともに、所得税の累進性が緩和傾向にある。
- 事務局において、消費税や現物給付を含めた分析や、単身世帯や高齢者等の世帯構成も対象に分析を行うことを検討すべき。
- 英国では資産要件を考慮しているユニバーサルクレジットにより1人当たり給付が高くなっている可能性に留意が必要。

### <政策目的について>

- 勤労している人々の支援に向けて、給付付き税額控除の制度設計を含む税と社会保障の一体改革として、就労ディスインセンティブにならない、なだらかで、累進度のある程度もった負担率のカーブを実現していくべき。
- 賃金の持続的引上げ、医療費などの増加抑制、保険料などの応能負担の強化と合わせて、低所得の勤労層への支援が必要。
- 社会保険料については、逆進性緩和を重視し、中低所得の勤労者の社会保険料の負担軽減が重要。また、社会保険料の裏には年金や医療等の給付があることに留意。
- 税については、累進性を設け、低所得者の可処分所得を増やす再分配政策が有効。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とすべき。勤労者層へ支援が必要。年収の壁による就労抑制が最大のネックであり、178万円の壁も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。非正規労働者の労働条件の改善と一体で考えると効果的。なお、日本の就業率は諸外国より高いことを踏まえ、現に働いている方の負担をどう捉えるかが重要。
- 子育て世代を含めて生活が厳しい。特に若い世代を中心に、地方でも安心して生活、子育てができる、子育て世代に対して温かい国だというメッセージに繋がることが重要。
- 子育て世帯のみを念頭に支援するのではなく、単身や子育てが終わった世帯、自営業者等にも配慮が必要。

### <制度設計について>

- スピード感が大事。まずは「小さく生んで大きく育てる」。所得や資産の把握は追って対応し、制度の理想の姿を描きつつ、まずは実現可能な形で導入し、段階的に精緻化を図っていくべきではないか。
- 制度導入時には、給与収入があり、税負担をしている者に、一案として、一定の収入額までは給付を遡増させ、その後遡減させるべきではないか。
- 就労インセンティブを目的とするならば、給付対象は個人単位か。米国や英国の仕組みは世帯単位であるが、既婚女性に対する就労抑制効果に関する指摘がある。個人単位であれば世帯合算の必要がない。一方、個人単位で給付すると、配偶者が高所得者の場合に議論が必要。
- この制度を入れたことで世帯分離が進むようなことにならないようにする必要。
- 具体的な給付額や財源の確保、財政規律とのバランスについて議論が必要か。財政や制度の持続可能性と成長志向の両方が求められるか。
- 地方自治体のサービスの質に影響を及ぼすことがないよう地方の財政基盤に配慮してほしい。
- 生活保護との接続まで議論するか。日本は生活保護水準を下回る人がおり、海外の経験に学びつつも、海外の制度との違いも留意。

### <執行について>

- 令和7年の定額減税・給付制度の際には地方で大変な事務負担が発生。執行に際しては、実施主体を検討の上、事務負担を考慮する必要。事務の簡素化の観点からは給付のみか。
- 所得と資産を含めた把握をどう行うか。マイナンバーや公金受取口座の活用や、行政のデジタル化、情報連携が必要。

- **前回のご議論を踏まえ、以下のような論点について検討を深めていく必要がある。**
  - ✓ 受益と負担の全体像と、その分析を踏まえた政策課題
  - ✓ 上記を踏まえた制度設計の論点
    - ・ 支援の対象（どのような要件を設けるか。資産を考慮するか）
    - ・ 所得把握の範囲をどうするか（個人所得/世帯所得、金融所得）
    - ・ 支援の概要（所得に応じてどのような支援（逓増・逓減等）とするか）
  - ✓ 執行のあり方
  
- **本日は、以下の点について特にご議論いただきたい。**
  - ✓ **受益と負担の全体像、政策目的**

給付付き税額控除の政策目的に関し、第1回のご議論においては、  
勤労世帯の中低所得層の税・社会保険料の負担軽減、勤労促進、子育て支援の観点が挙げられたが、  
政策目的に関し、今回、構成員からのご意見を踏まえてお示しした追加的な分析等を踏まえ、

    - 給付付き税額控除等に対応すべき政策課題を改めてどのように考えるか。
    - 制度設計（支援の対象、所得把握の範囲、支援の概要（給付額の逓増・逓減等））を、  
どのような観点から検討していくべきか。
  
  - ✓ **関連する社会保障制度・税制**
    - 新たに導入する制度と、既存の社会保障・税制との関係をどう考えるか。
    - 受益と負担の全体像の分析等を踏まえ、給付付き税額控除による対応に加え、  
関連する社会保障制度や税制による負担に関し、今後の検討課題とすべき点はあるか。
  
  - ✓ **その他（政策目的を踏まえた基本的な制度設計に向けて、議論すべき他の論点はあるか）**